

Ⅲ. 中国における商標の類否判断に関する調査

1. 調査目的

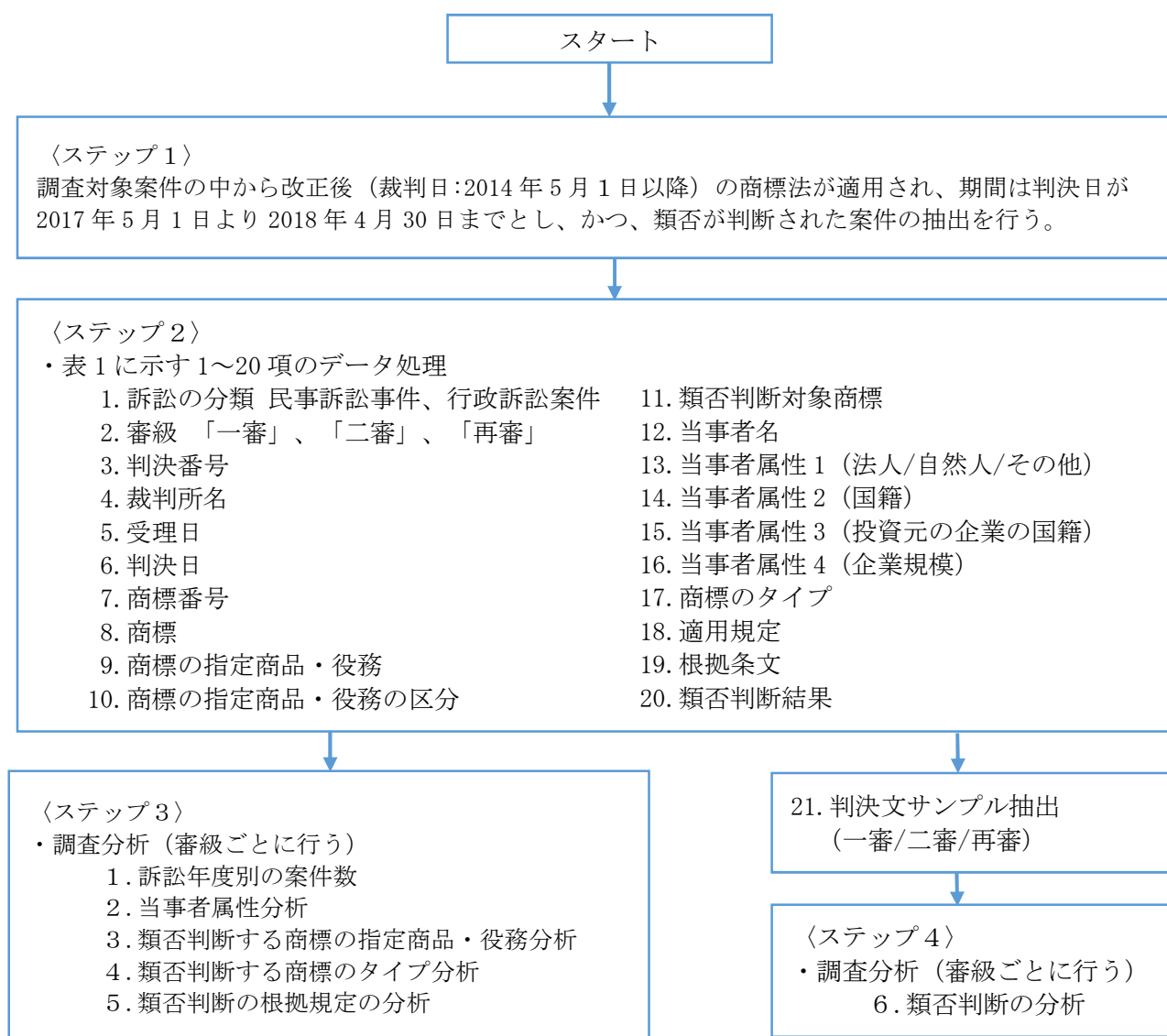
中国では、2013年の商標法改正により52条の規定が改正され（現行法57条）、商標制度の根幹をなす識別性に関する類否判断が「混同のおそれ」にまで拡大され、権利行使の段階での商標の類否判断の根拠規定が設けられた。

しかしながら、商標法には権利付与の段階での根拠規定がなく、2017年には最高人民法院の司法解釈が示されたものの、商標の類否判断を巡って様々な判決や学説が出現している。

そこで、商標法改正後の商標権利付与段階と権利行使段階とにおける類否判断基準の実態を把握するためにこの調査分析を行う。この実態調査で用いるデータベースは、“Wolters Kluwer”である。

2. 調査分析方法

以下のフローチャートに示す方法により調査分析を行う。



3. 調査結果

(1) 訴訟件数¹

この基礎調査で抽出したもので、調査研究の条件を満たす訴訟案件の件数は以下の通りである。

民事訴訟	1 審	1305 件	不明	739 件
	2 審	116 件	不明	223 件
	再審	0 件	不明	4 件
行政訴訟	1 審	1467 件	不明	716 件
	2 審	822 件	不明	10 件
	再審	0 件	不明	1 件

(2) 各年の審級別の訴訟案件数

各年の審級別の訴訟案件数は以下の通りである。案件の統計は、判決日による。判決日が不明である場合は、統計を行っていない。なお、2018 年は 4 月 30 日まで統計している。

【表Ⅲ-1-1】民事訴訟事件の年度別案件数

年分 審級	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	不明
一審	5	70	1179	51	739
二審	-	6	96	14	223
再審	-	-	-	-	4

【表Ⅲ-1-2】行政訴訟事件の年度別案件数

年分 審級	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	不明
一審	49	206	1189	23	716
二審	0	32	681	109	10
再審	0	0	0	0	1

¹ 調査事案は、改正後（裁判日：2014 年 5 月 1 日以降）の商標法が適用され、期間は判決日が 2017 年 5 月 1 日より 2018 年 4 月 30 日までとし、かつ、類否が判断された案件の抽出を行う。また、判決書には受理日を明記されない場合、「不明」と記入した。

調査対象案件の中から改正後（判決日：2014年5月1日以降）の商標法が適用され、期間は判決日が2017年5月1日より2018年4月30日までとし、かつ、類否が判断された案件の抽出を行う。

（注：判決書に受理日を明記されない場合、「不明」と記入する。

今回のデータ分析は、中国の知的財産裁判データベースより収録されている中国法院が結審した裁判文書から2387軒の商標侵害訴訟案件及び3016件の商標行政訴訟案件の裁判情報を収集した。

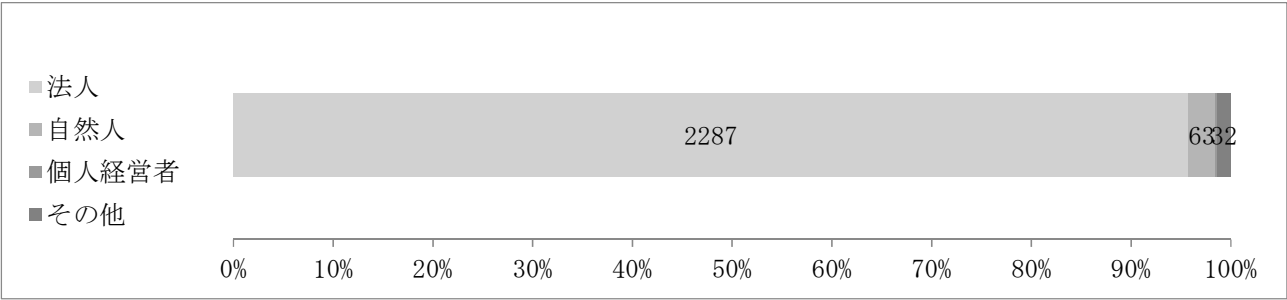
（3）当事者属性分析1

当事者（商標権者、被疑侵害者）を「自然人、法人、その他」に区別し、各比率属性別に占める割合と件数を示す。なお、個人経営者は、自然人に合わせる。

（i）民事訴訟

民事訴訟事件において、原被告の属性が占める割合と件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が法人であるのが全体の90%以上を占め、被告のうち当事者が自然人や個人経営者であるのが全体の60%以上を占める。

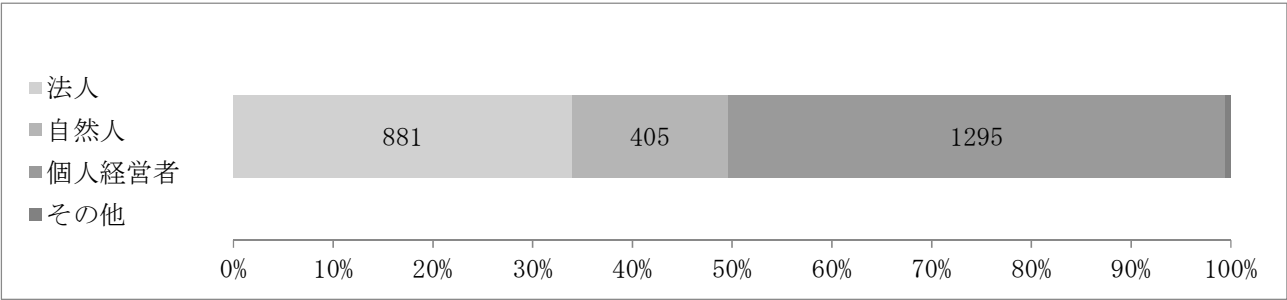
【図Ⅲ-2-1】民事訴訟における原告属性別割合



【表Ⅲ-2-1】民事訴訟における原告属性別件数

原告				
属性	一審	二審	再審	件数
法人	1973	311	3	2287
自然人	45	17	1	63
個人経営者	4	2	0	6
その他	23	9	0	32

【図Ⅲ-2-2】民事訴訟における被告属性別割合



【表Ⅲ-2-2】民事訴訟における被告属性別件数

被告				
属性	一審	二審	再審	件数
法人	703	174	4	881
自然人	363	42	0	405
個人経営者	1148	147	0	1295
その他	14	0	0	14

(ii) 行政訴訟

行政訴訟事件において、原告と第三者の属性が占める割合件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が法人であるのが全体の90%以上を占め、第三者のうち当事者が法人であるのが全体の約85%を占める。

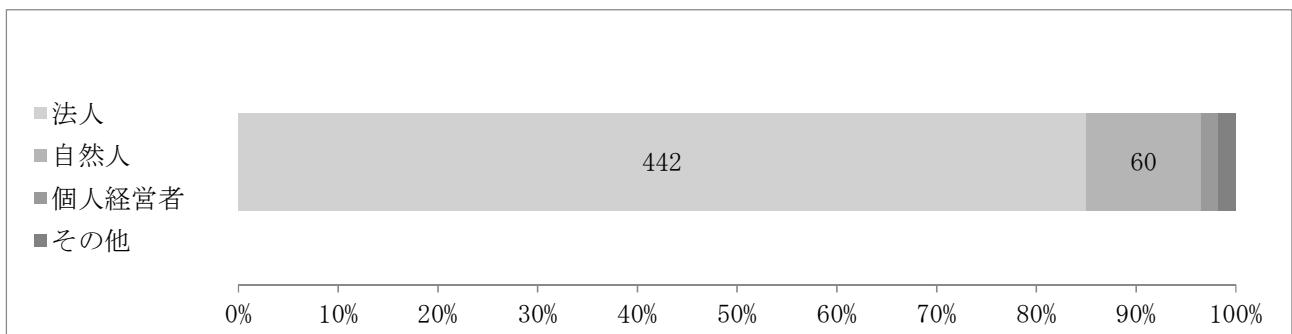
【図Ⅲ-2-3】行政訴訟における原告属性別割合



【表Ⅲ-2-3】行政訴訟における原告属性別件数

原告				
属性	一審	二審	再審	件数
法人	1979	747	1	2727
自然人	155	54	0	209
個人経営者	27	12	0	39
その他	22	19	0	41

【図Ⅲ-2-4】行政訴訟における第三者属性別割合



【表Ⅲ-2-4】行政訴訟における第三者属性別件数

第三者				
属性	一審	二審	再審	件数
法人	336	106	0	442
自然人	48	12	0	60
個人経営者	8	1	0	9
その他	9	0	0	9

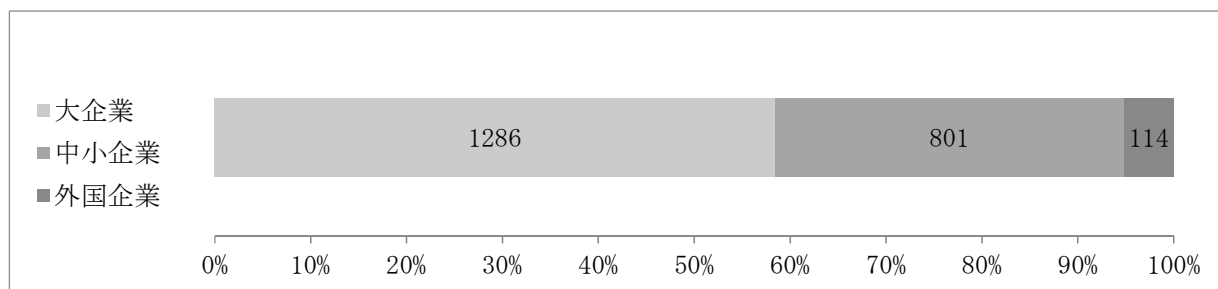
(4) 当事者属性分析 2

当事者（商標権者、被疑侵害者）を「大企業、中小企業、外国企業」に区別し、各属性別の割合と件数が以下の通りである。

(i) 民事訴訟

民事訴訟事件において、原被告の属性が占める割合と件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が大企業であるのが全体の60%近く占め、被告のうち当事者が中小企業であるのが全体の約90%を占める。

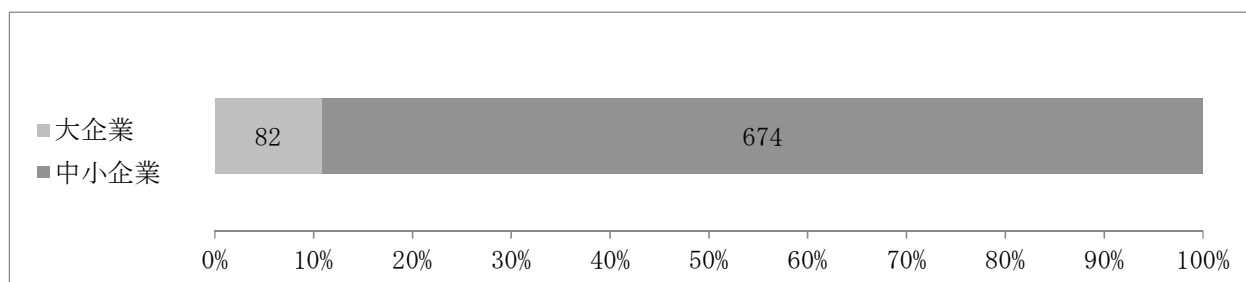
【図Ⅲ-3-1】民事訴訟における原告規模別割合



【表Ⅲ-3-1】民事訴訟における原告規模別件数

原告			
属性	一審	二審	再審
大企業	1106	180	0
中小企業	693	105	3
外国企業	97	17	0

【図Ⅲ-3-2】民事訴訟における被告規模別割合



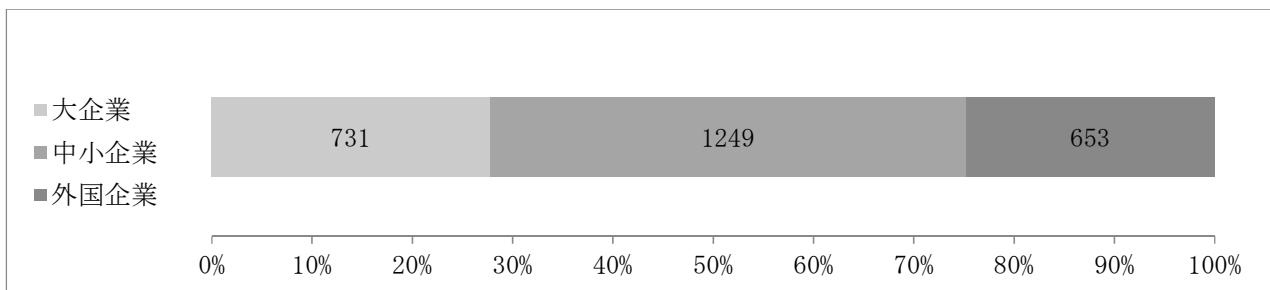
【表Ⅲ-3-2】民事訴訟における被告規模別件数

被告			
属性	一審	二審	再審
大企業	64	17	1
中小企業	507	163	4

(ii) 行政訴訟

行政訴訟事件において、原告と第三者の属性が占める割合件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が中業企業であるのが全体の約45%を占め、第三者のうち当事者が中小企業であるのと大企業であるのとの間では大きな差異がみられなかった。

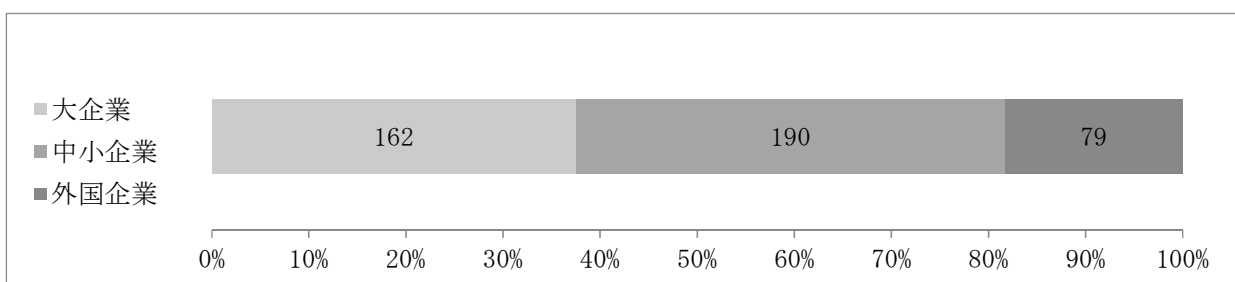
【図Ⅲ-3-3】行政訴訟における原告規模別割合



【表Ⅲ-3-3】行政訴訟における原告規模別件数

原告			
属性	一審	二審	再審
大企業	523	208	0
中小企業	905	343	1
外国企業	490	163	0

【図Ⅲ-3-4】行政訴訟における第三者規模別割合



【表Ⅲ-3-4】行政訴訟における第三者規模別件数

第三者			
属性	一審	二審	再審
大企業	121	41	0
中小企業	145	45	0
外国企業	59	20	0

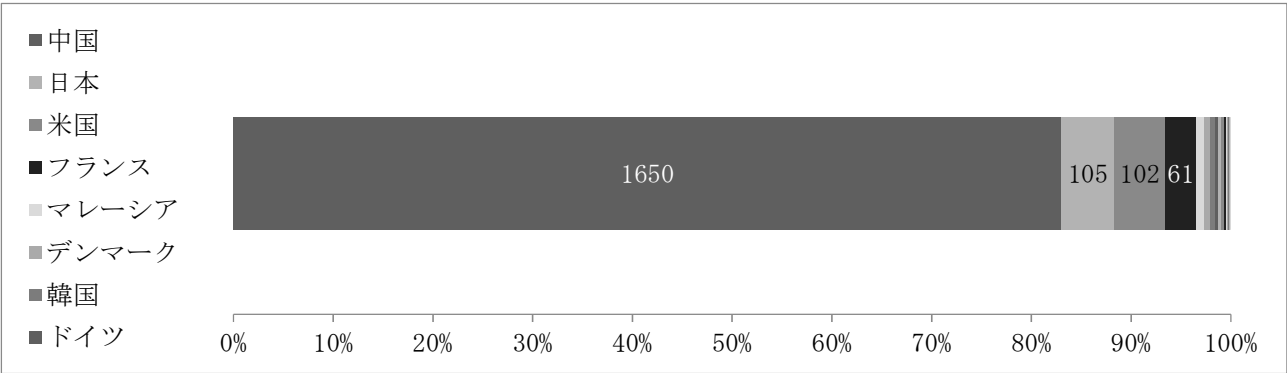
(5) 当事者属性分析 3

当事者（商標権者、被疑侵害者）を国籍別に区分し、その示す割合と件数をそれぞれ以下のように示す。

(i) 民事訴訟

民事訴訟事件において、原被告の属性が占める割合と件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が中国籍の企業であるのが全体の80%以上を占め、被告のうち当事者が中国籍の企業が絶対多数を占める。

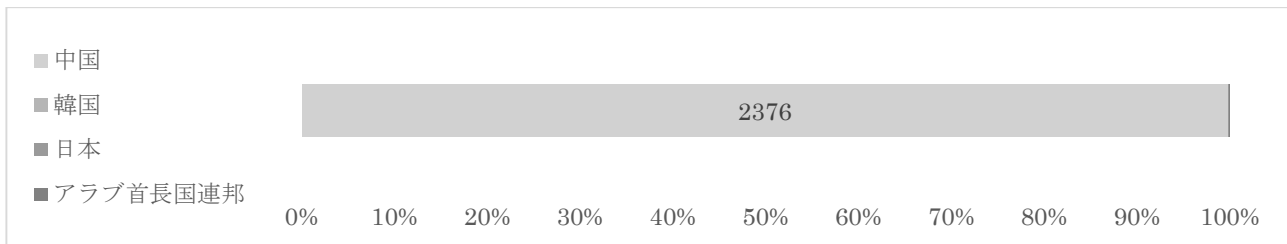
【図Ⅲ-4-1】民事訴訟における原告国籍別割合



【表Ⅲ-4-1】民事訴訟における原告国籍別件数

原告			
国	一審	二審	再審
中国	1371	275	4
日本	92	13	0
米国	92	10	0
フランス	53	8	0
マレーシア	15	1	0
デンマーク	10	2	0
韓国	9	1	0
ドイツ	5	1	0
イタリア	5	1	0
イギリス	5	1	0

【図Ⅲ-4-2】民事訴訟における被告国籍別割合



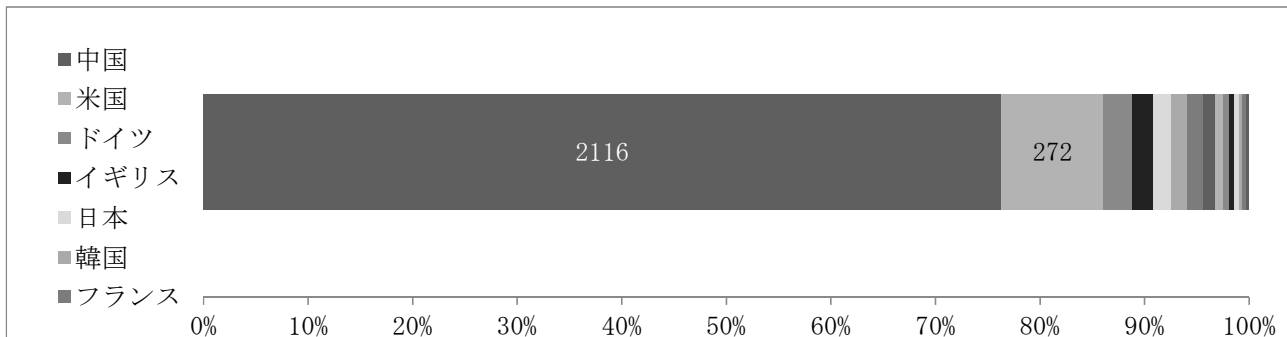
【表Ⅲ-4-2】民事訴訟における被告国籍別件数

被告			
国	一審	二審	再審
中国	2036	336	4
韓国	1	0	0
日本	1	0	0
アラブ首長国連邦	1	0	0

(ii) 行政訴訟

行政訴訟事件において、原告と第三者の属性が占める割合件数が、それぞれ以下の通りである。原告のうち当事者が中国企業であるのが全体の75%以上を占め、第三者のうち当事者が中国企業であるのが全体の80%以上を占める。

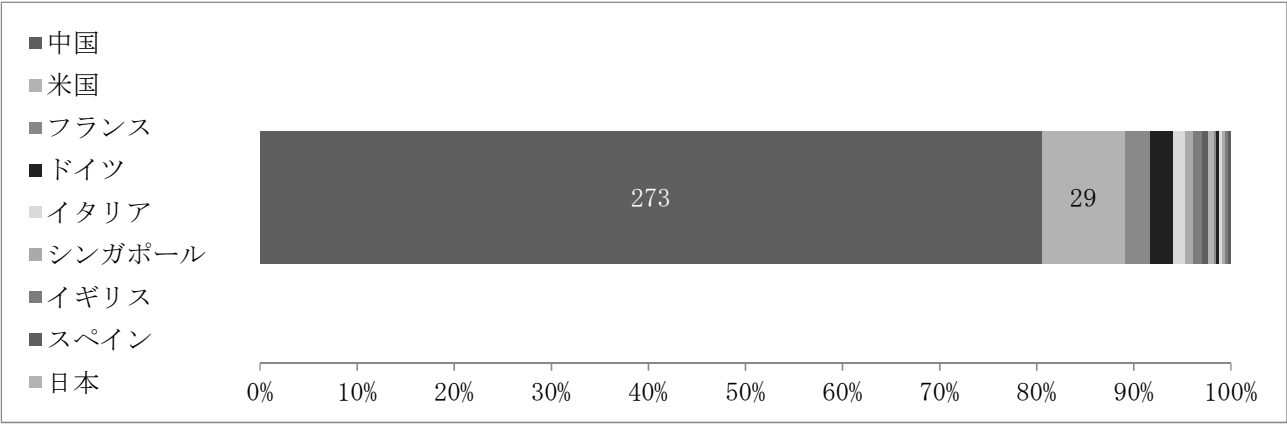
【図Ⅲ-4-3】行政訴訟における原告国籍別割合



【表Ⅲ-4-3】行政訴訟における原告国籍別件数

原告			
国	一審	二審	再審
中国	1522	593	1
米国	189	83	0
ドイツ	56	18	0
イギリス	45	13	0
日本	36	10	0
韓国	34	10	0
フランス	25	17	0

【図Ⅲ-4-4】 行政訴訟における第三者国籍別割合



【表Ⅲ-4-4】 行政訴訟における第三者国籍別件数

第三者			
国	一審	二審	再審
中国	255	18	0
米国	20	9	0
フランス	8	1	0
ドイツ	4	4	0
イタリア	2	2	0
シンガポール	3	0	0
イギリス	3	0	0
スペイン	2	0	0
日本	2	0	0

(6) 訴訟における指定商品・役務の件数及び割合

(i) 民事訴訟

民事訴訟において、第 27 類及び第 44 類に関係する商標の民事事件で非類似と判断された傾向があるが母数自体がやや小さい。また、第 9、25、29、33 類に関係する商標訴訟の件数が多い。

【表Ⅲ-5-1】 民事訴訟における指定商品・役務別件数及び割合

件数							割合		
商品・役務	一審		二審		再審		商品・役務	類似	非類似
第 1 類	31	0	4	0	0	0	第 1 類	100.0%	0.0%
第 2 類	2	0	0	0	0	0	第 2 類	100.0%	0.0%
第 3 類	187	0	24	0	0	0	第 3 類	100.0%	0.0%
第 4 類	1	0	0	0	0	0	第 4 類	100.0%	0.0%
第 5 類	53	0	13	0	0	0	第 5 類	100.0%	0.0%
第 6 類	8	1	19	0	0	0	第 6 類	96.4%	3.6%

第7類	57	1	10	0	0	0	第7類	98.5%	1.5%
第8類	9	0	2	0	0	0	第8類	100.0%	0.0%
第9類	208	2	24	2	2	0	第9類	98.3%	1.7%
第10類	4	0	0	0	0	0	第10類	100.0%	0.0%
第11類	161	5	22	2	0	0	第11類	96.3%	3.7%
第12類	14	1	1	0	0	0	第12類	93.8%	6.3%
第13類	0	0	0	0	0	0	第13類	—	—
第14類	17	1	6	0	0	0	第14類	95.8%	4.2%
第15類	1	0	0	0	0	0	第15類	100.0%	0.0%
第16類	143	3	27	0	0	0	第16類	98.3%	1.7%
第17類	6	0	0	0	0	0	第17類	100.0%	0.0%
第18類	68	0	5	2	0	0	第18類	97.3%	2.7%
第19類	28	0	9	0	0	0	第19類	100.0%	0.0%
第20類	7	0	4	0	0	0	第20類	100.0%	0.0%
第21類	23	0	6	0	0	0	第21類	100.0%	0.0%
第22類	1	0	0	0	0	0	第22類	100.0%	0.0%
第23類	0	0	0	0	0	0	第23類	—	—
第24類	133	0	2	0	0	0	第24類	100.0%	0.0%
第25類	335	8	40	4	0	0	第25類	96.9%	3.1%
第26類	10	0	0	0	0	0	第26類	100.0%	0.0%
第27類	4	3	1	0	0	0	第27類	62.5%	37.5%
第28類	130	3	34	1	0	0	第28類	97.6%	2.4%
第29類	367	10	24	4	0	0	第29類	96.5%	3.5%
第30類	70	4	22	1	1	0	第30類	94.9%	5.1%
第31類	10	0	6	0	0	0	第31類	100.0%	0.0%
第32類	25	0	6	0	0	0	第32類	100.0%	0.0%
第33類	719	29	97	2	0	2	第33類	96.1%	3.9%
第34類	1	0	0	0	0	0	第34類	100.0%	0.0%
第35類	41	1	7	1	0	0	第35類	96.0%	4.0%
第36類	25	0	8	0	0	0	第36類	100.0%	0.0%
第37類	21	0	3	0	0	0	第37類	100.0%	0.0%
第38類	1	0	0	0	0	0	第38類	100.0%	0.0%
第39類	3	0	1	0	0	0	第39類	100.0%	0.0%
第40類	6	0	1	0	0	0	第40類	100.0%	0.0%
第41類	37	2	12	2	0	0	第41類	92.5%	7.5%
第42類	23	0	10	0	0	0	第42類	100.0%	0.0%
第43類	111	2	23	0	0	0	第43類	98.5%	1.5%

第44類	1	1	4	1	0	0	第44類	71.4%	28.6%
第45類	3	0	0	0	0	0	第45類	100.0%	0.0%

上記表のうち、第9類は、科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具であり、第25類は、被服及び履物であり、第27類は、床敷物及び織物製でない壁掛けであり、第29類は、動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物であり、第33類は、ビールを除くアルコール飲料であり、第44類は、医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務である。

(ii) 行政訴訟

行政訴訟において、第9類、第25類及び第35類に係る商標訴訟の件数が多い。

【表Ⅲ-5-2】行政訴訟における指定商品・役務別件数及び割合

件数	一審		二審		再審		割合		
商品・役務	類似	非類似	類似	非類似	類似	非類似	商品・役務	類似	非類似
第1類	64	4	23	1	0	0	第1類	94.6%	5.4%
第2類	13	0	16	0	0	0	第2類	100.0%	0.0%
第3類	95	11	48	2	0	0	第3類	91.7%	8.3%
第4類	23	0	17	0	0	0	第4類	100.0%	0.0%
第5類	119	6	46	3	0	0	第5類	94.8%	5.2%
第6類	43	6	14	2	0	0	第6類	87.7%	12.3%
第7類	130	2	46	8	0	0	第7類	94.6%	5.4%
第8類	45	5	2	0	0	0	第8類	90.4%	9.6%
第9類	504	59	103	20	0	0	第9類	88.5%	11.5%
第10類	39	3	12	2	0	0	第10類	91.1%	8.9%
第11類	230	16	51	3	0	0	第11類	93.7%	6.3%
第12類	126	5	31	4	0	0	第12類	94.6%	5.4%
第13類	3	0	0	0	0	0	第13類	100.0%	0.0%
第14類	61	3	16	4	0	0	第14類	91.7%	8.3%
第15類	0	0	2	0	0	0	第15類	100.0%	0.0%
第16類	77	17	62	8	0	0	第16類	84.8%	15.2%
第17類	34	2	11	0	0	0	第17類	95.7%	4.3%
第18類	99	10	26	0	0	0	第18類	92.6%	7.4%
第19類	35	9	12	1	0	0	第19類	82.5%	17.5%
第20類	69	3	25	6	0	0	第20類	91.3%	8.7%
第21類	56	3	18	3	0	0	第21類	92.5%	7.5%
第22類	2	0	0	0	0	0	第22類	100.0%	0.0%
第23類	1	0	2	0	0	0	第23類	100.0%	0.0%

第24類	20	5	12	1	0	0	第24類	84.2%	15.8%
第25類	311	43	197	9	0	2	第25類	90.4%	9.6%
第26類	4	0	1	0	0	0	第26類	100.0%	0.0%
第27類	6	1	1	0	0	0	第27類	87.5%	12.5%
第28類	46	13	15	0	0	0	第28類	82.4%	17.6%
第29類	96	10	39	4	0	0	第29類	90.6%	9.4%
第30類	174	15	76	14	0	0	第30類	89.6%	10.4%
第31類	18	0	17	1	0	0	第31類	97.2%	2.8%
第32類	79	7	31	6	0	0	第32類	89.4%	10.6%
第33類	129	27	59	14	0	0	第33類	82.1%	17.9%
第34類	6	0	0	0	0	0	第34類	100.0%	0.0%
第35類	306	51	188	9	0	0	第35類	89.2%	10.8%
第36類	136	5	84	3	0	0	第36類	96.5%	3.5%
第37類	40	24	34	1	0	0	第37類	74.7%	25.3%
第38類	68	4	44	1	0	0	第38類	95.7%	4.3%
第39類	38	3	36	7	0	0	第39類	88.1%	11.9%
第40類	7	0	1	0	0	0	第40類	100.0%	0.0%
第41類	156	15	72	9	0	0	第41類	90.5%	9.5%
第42類	129	16	73	4	0	0	第42類	91.0%	9.0%
第43類	152	23	47	9	0	0	第43類	86.1%	13.9%
第44類	33	5	25	10	0	0	第44類	79.5%	20.5%
第45類	29	1	37	5	0	0	第45類	91.7%	8.3%

上記表のうち、第35類は、広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供である。

(7) 商標訴訟のうち商標類型別件数と割合

(i) 民事訴訟

商標民事訴訟のうち、各種商標の類型別件数及び割合は以下の通りである。下表から結合商標に係る訴訟件数が多いことがみられる。

【表Ⅲ-6-1】民事訴訟における商標類型別件数及び割合

件数		一審		二審		再審		割合		
タイプ		類似	非類似	類似	非類似	類似	非類似	タイプ	類似	非類似
漢字商標	951	15	150	3	0	0		漢字商標	98.4%	1.6%
アルファベット商標	442	6	59	1	2	0		アルファベット商標	98.6%	1.4%

図形商標	440	16	68	3	0	0	図形商標	96.4%	3.6%
組み合わせ 商標	1266	40	195	15	1	2	組み合わせ 商標	96.2%	3.8%
立体商標	6	0	5	0	0	0	立体商標	100.0%	0.0%

(ii) 行政訴訟

商標の行政訴訟のうち、各種商標の類型別件数及び割合は以下の通りである。下表から漢字商標と結合商標に係る訴訟件数が多いことがみられる。

【表Ⅲ-6-2】行政訴訟における商法類型別件数及び割合

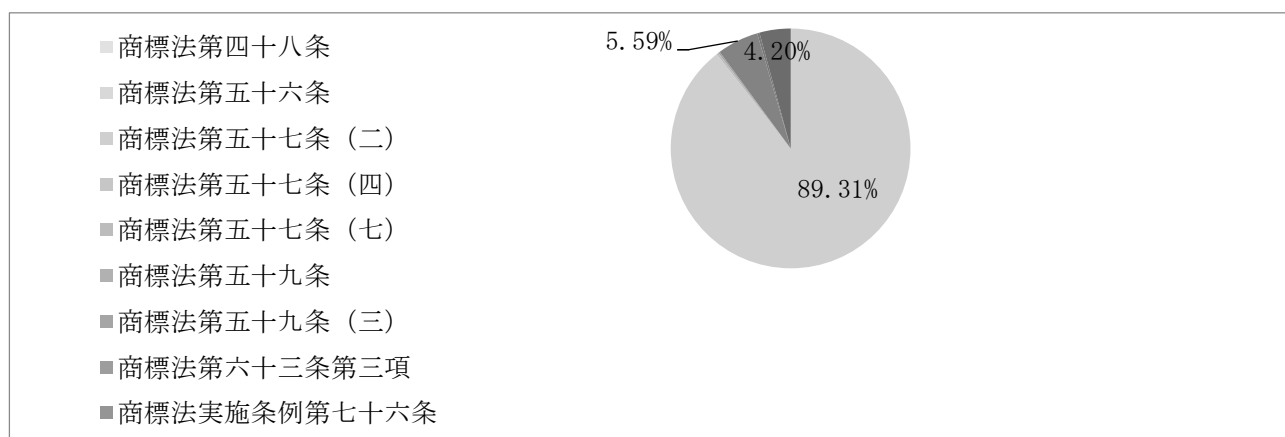
件数	一審		二審		再審		割合		
	類似	非類似	類似	非類似	類似	非類似	タイプ	類似	非類似
漢字商標	1163	66	276	17	0	0	漢字商標	94.5%	5.5%
アルファベ ット商標	728	99	460	36	0	0	アルファベ ット商標	89.8%	10.2%
図形商標	401	53	162	30	0	0	図形商標	87.2%	12.8%
組み合わせ 商標	1386	197	531	88	0	2	組み合わせ 商標	87.0%	13.0%
立体商標	0	0	0	1	0	0	立体商標	0.0%	100.0%
数字商標	11	0	4	0	0	0	数字商標	100.0%	0.0%

(8) 判断理由別の案件及び割合

(i) 民事訴訟

商標の民事訴訟のうち、商標の類似判断について最もよく用いられているのが商標法57条2項であるとみられる。なお、判断理由別の件数及び割合は以下の通りである。

【図Ⅲ-7-1】民事訴訟における判断理由別割合



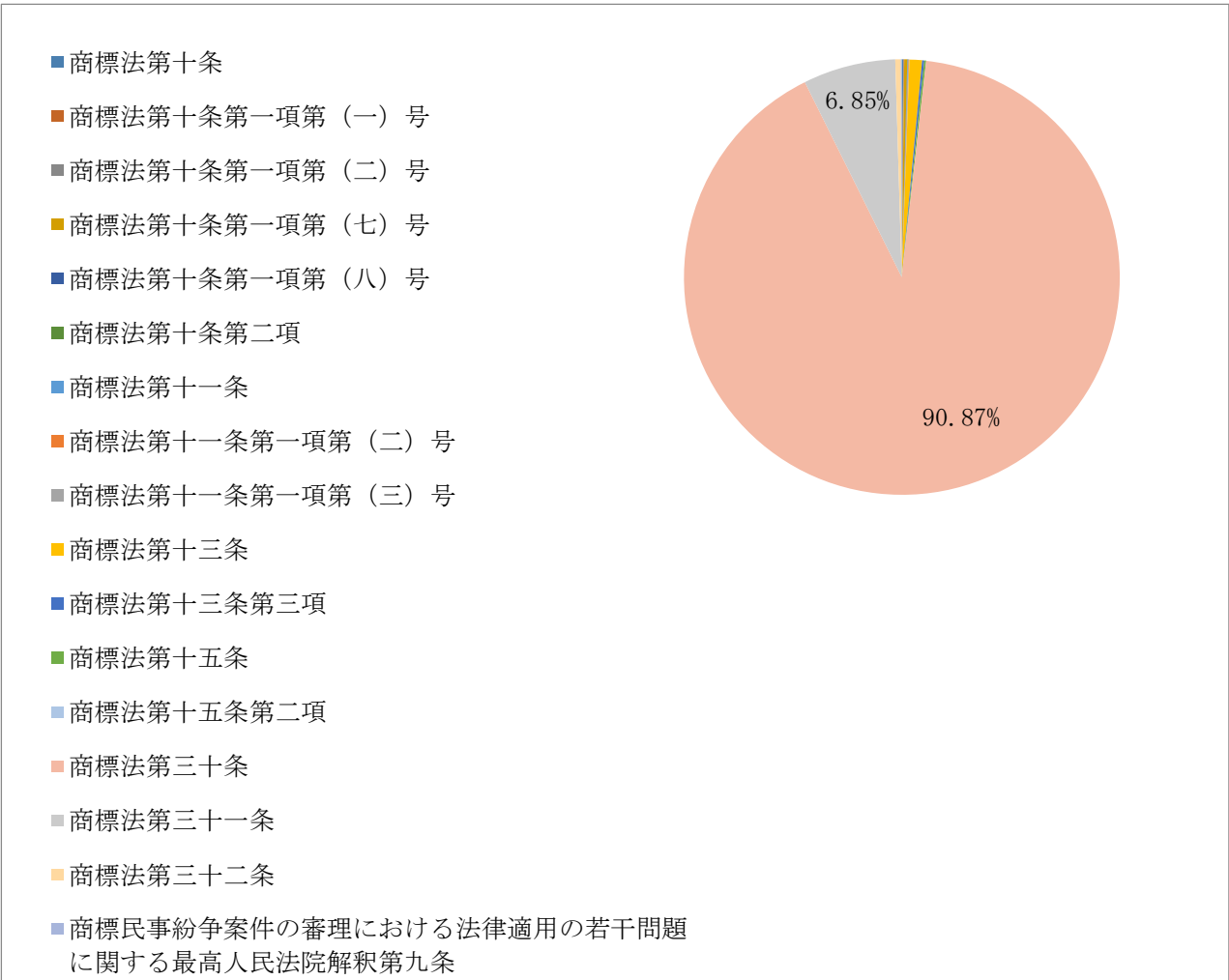
【表Ⅲ-7-1】民事訴訟における判断理由別件数

件数		一審		二審		再審	
適用規定	根拠条文	類似	非類似	類似	非類似	類似	非類似
商標法	第四十八条	0	0	0	1	0	0
商標法	第五十六条	0	1	0	0	0	0
商標法	第五十七条（二）	3105	75	473	19	3	2
商標法	第五十七条（四）	1	0	0	0	0	0
商標法	第五十七条（七）	8	0	2	0	0	0
商標法	第五十九条	0	1	0	0	0	0
商標法	第五十九条（三）	0	0	0	2	0	0
商標法	第六十三条第三項	0	0	0	0	1	0
商標法实施条例	第七十六条	0	0	4	0	1	0
商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈	第一条	0	0	3	0	0	0
商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈	第九条	139	6	77	8	0	0
商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈	第九条第二項	0	0	9	3	0	0
商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈	第十条	119	6	48	0	0	0

（ii）行政訴訟

商標の行政訴訟のうち、商標の類似判断において最もよく用いられるのが商標法 30 条であるとみられる。なお、具体的な判断理由別の件数と割合は以下の通りである。

【図Ⅲ-7-2】行政訴訟における判断理由別割合



【表Ⅲ-7-2】行政訴訟における判断理由別件数

件数	根拠条文	一審		二審		再審	
		類似	非類似	類似	非類似	類似	非類似
適用規定	根拠条文						
商標法	第十条	6	0	0	0	0	0
商標法	第十条第一項第（一）号	0	2	1	0	0	0
商標法	第十条第一項第（二）号	1	0	1	0	0	0
商標法	第十条第一項第（七）号	13	0	0	0	0	0
商標法	第十条第一項第（八）号	1	0	0	0	0	0
商標法	第十条第二項	2	0	0	0	0	0
商標法	第十一条	1	0	0	2	0	0
商標法	第十一条第一項第（二）号	2	0	0	0	0	0
商標法	第十一条第一項第（三）号	1	0	0	0	0	0
商標法	第十三条	21	1	30	4	0	0
商標法	第十三条第三項	0	6	2	1	0	0
商標法	第十五条	6	1	1	0	0	0

商標法	第十五条第二項	1	0	0	0	0	0
商標法	第三十条	3524	402	1351	158	0	2
商標法	第三十一条	285	20	91	14	0	0
商標法	第三十二条	21	1	2	1	0	0
商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈	第九条	0	0	4	0	0	0

(9) 類似判断の理由の分析

(i) 商標民事訴訟

(a) 漢字商標その一

中国語の商標であって同じ漢字で構成され、字体若しくはデザイン、注音、配列の順序だけが違い、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させやすいものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-1】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
1	一審	(2017) 沪 0107 民初 15475 号	三国杀	杀三国

(b) 漢字商標その二

中国語の商標であって三つ又は三つ以上の漢字からなり、単に個別の漢字が異なり、全体としては意味がなく又は意味的に明らかな区別がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

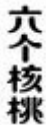
【表Ⅲ-8-2】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
2	二審	(2017) 浙 0110 民初 6701 号	阿拉提	来阿提
3	二審	(2016) 黔 03 民初 86 号	珍视亮	珍一亮

(c) 漢字商標その三

商標文字の読み方が同一又は類似するほか、字体又は全体の外観が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

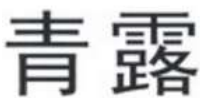
【表Ⅲ-8-3】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
4	一審	(2017) 閩 01 民初 1115 号		六禾核桃
5	一審	(2015) 京知民初字第 764 号		

(d) 漢字商標その四

商標の文字構成、読み方が異なるが、商標の字体が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

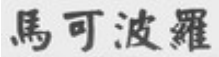
【表Ⅲ-8-4】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
38	一審	(2017) 湘 05 民初 30 号		大仁核桃
39	一審	(2017) 苏 02 民初 528 号		吉露

(e) 漢字商標その五

商標は単に他人の先行商標に当該商品の普通名称、規格を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-5】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
42	一審	(2017) 浙 0521 民初 118 号		小蓝帽
43	一審	(2017) 内 06 民初 104 号		馬可波羅衛浴
44	一審	(2017) 粵 0604 民初 5167 号		戴得美珠宝

(f) 漢字商標その六

商標は単に他人の先行商標に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示する文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

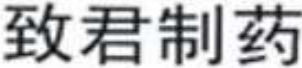
【表Ⅲ-8-6】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
56	一審	(2018) 豫 16 民初 24 号		六个石磨核桃
57	一審	(2017) 鄂 01 民初 2622 号		世纪王朝
58	一審	(2017) 浙 0213 民初 5395 号		百年王朝

(g) 漢字商標その七

二つの商標又はその中の一つの商標は相対的に独立する二つ又は二つ以上の部分により構成されるものであって、その中の顕著な部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-7】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
73	一審	(2017) 京 0101 民初 13135 号		茶仙子
74	一審	(2017) 川 01 民初 1259 号		兴名源电器
75	二審	(2016) 粤 0604 民初 4536 号		致君

(h) 漢字商標その八

他人が持っている一定の知名度又は強い顕著性のある先行文字商標を完全に含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-8】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
80	一審	(2017) 豫 01 民初 5248 号	张裕	XG 张裕
81	一審	(2017) 鄂 0103 民初 10199 号	老碼頭	鑫老码头

(i) 漢字商標の例外

商標の読み方又は字体が明らかに異なり、又は全体的な意味が異なることで、商標全体としての区別が明らかとなり、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれはないものは、類似商標と判定されない。

【表Ⅲ-8-9】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
86	一審	(2017) 粵 0705 民初 3722 号	流火号	流星号
87	一審	(2017) 粵 0705 民初 3720 号	超音子弹	超强子弹

(j) 漢字商標の例外その二

意味又は全体的としての差異が明らかで、関連公衆に商品又は役務の出所を混同、誤認させるおそれがないものは、類似商標と判定されない。

【表Ⅲ-8-10】漢字商標典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
88	一審	(2017) 陝 01 民初 442 号	秦 巴	印象秦巴山

(k) アルファベット商標その一

商標文字の読み方が同一又は類似するほか、字体又は全体の外観が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-11】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
89	一審	(2017) 閩 01 民初 1286 号		爆龙仔 BAOLONGZAI
90	二審	(2016) 粵 1971 民初 13975 号		SPARK
91	二審	(2016) 閩 05 民初 1765 号		xinjie

(1) アルファベット商標その二

外国語の商標であって、四つ又は四つ以上のアルファベットからなり、個別のアルファベットだけが異なり、全体としては意味がない又は意味上明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-12】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
97	一審	(2017) 湘 02 民初 310 号		Daulfrank
98	一審	(2017) 云 01 民初 1017 号		SUNBOER

(m) アルファベット商標その三

商標は単に他人の先行商標に当該商品の普通名称、規格を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-13】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
103	二審	(2017) 浙 0108 民初 1222 号		RiddexPlus
104	一審	(2017) 浙 10 民初 92 号		HONDAKIT

(n) アルファベット商標その四

他人が持っている一定の知名度又は強い顕著性のある先行文字商標を完全に含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-14】アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
108	一審	(2017) 粵 0111 民初 11803 号		BASTO 百思閣

(o) 図形商標

商標の図形の構図と全体の外観が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

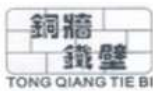
【表Ⅲ-8-15】図形商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
109	一審	(2017) 粵 0703 民初 3908 号		老人头图像
110	二審	(2017) 粵 0604 民初 6626 号		奔狼图形及“奔狼图形+DRUGA”

(p) 結合商標

商標における漢字の部分が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-16】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
113	一審	(2017) 魯 17 民初 184 号		花香 10 年 Floracare
114	一審	(2017) 浙 06 民初 403 号		铜墙铁壁 TONGQIANGTIEBI

(q) 結合商標その二

商標における外国語、アルファベット、数字の部分が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-17】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
187	一審	(2017)京0106民初15155号		SEPTWOLVES
188	一審	(2017)魯10民初81号		771
189	一審	(2017)贛04民初264号		DAVCOFAWILY 德高世家

(r) 結合商標その三

商標における図形の部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-8-18】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
205	二審	(2016)浙0103民初6255号		

(s) 結合商標の例外

商標全体の称呼、意味又は外観が明らかに異なり、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがないものは、類似商標と判定されない。

【表Ⅲ-8-19】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
206	一審	(2017)浙0110民初11688号		金禧福

(ii) 行政訴訟

(a) 漢字商標その一

中国語の商標であって三つ又は三つ以上の漢字からなり、単に個別の漢字が異なり、全体としては意味がなく又は意味的に明らかな区別がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-1】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
1	一審	(2017)京73行初529号	陶醉乐	陶醉缘
2	二審	(2017)京73行初4720号	雲水斎	云水遥

(b) 漢字商標その二

商標文字の読み方が同一又は類似するほか、字体又は全体の外観が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

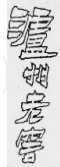
【表Ⅲ-9-2】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
4	一審	(2017)京73行初字第8339号	葡淘	蒲陶
5	一審	(2017)京73行初5485号	乐蓓	樂倍

(c) 漢字商標その三

商標の文字構成、読み方が異なるが、商標の字体が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-3】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
87	一審	(2017) 京 73 行初 6479 号	瀘徳郎	

(d) 漢字商標その四

商標の文字構成、読み方が異なるが、意味が同一又は類似しており、関連消費者に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-4】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
88	二審	(2016) 京 73 行初 4136 号	羊头凯跃	
89	二審	(2016) 京 73 行初 2720 号	毕加索	
90	一審	(2017) 京 73 行初 8709 号	日尧木公	晓松奇谈

(e) 漢字商標その五

商標は単に他人の先行商標に商品の生産、販売又は使用場所を示す文字を加えたものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

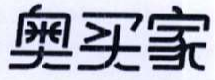
【表Ⅲ-9-5】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
92	一審	(2017) 京 73 行初 4299 号	大美堂	

(f) 漢字商標その六

二つの商標又はその中の一つの商標は相対的に独立する二つ又は二つ以上の部分により構成されるものであって、その中の顕著な部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-6】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
93	一審	(2017)京73行初3212号	芭比	
94	一審	(2017)京73行初4177号		

(g) 漢字商標の例外

商標の読み方又は字体が明らかに異なり、又は全体的な意味が異なることで、商標全体としての区別が明らかとなり、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれはないものは、類似商標と判定されない。

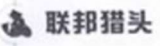
【表Ⅲ-9-7】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
95	一審	(2017)京73行初7365号	电视猫	TVCAT
96	二審	(2016)京73行初3709号		

(h) 漢字商標の例外その二

意味又は全体的としての差異が明らかで、関連公衆に商品又は役務の出所を混同、誤認させるおそれがないものは、類似商標と判定されない。

【表Ⅲ-9-8】漢字商標の典型事例

番号	審級	事件番号	権利商標	対比商標
97	二審	(2016)京73行初5408号	联邦快递	

(i) アルファベット商標その一

商標文字の読み方が同一又は類似するほか、字体又は全体の外観が類似しており、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-9】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
98	一審	(2017) 京 73 行初 4449 号		
99	一審	(2017) 京 73 行初 6632 号		

(j) アルファベット商標その二

外国語の商標であって、四つ又は四つ以上のアルファベットからなり、個別のアルファベットだけが異なり、全体としては意味がない又は意味上明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-10】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
100	一審	(2017) 京 73 行初 3014 号		
101	一審	(2017) 京 73 行初 4210 号		

(k) アルファベット商標その三

商標が二つの外国語の単語からなり、単語の順序だけが異なり、意味上明らかな差異がなく、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

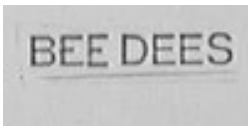
【表Ⅲ-9-11】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
111	一審	(2017) 京 73 行初 8337 号		

(1) アルファベット商標その四

外国語の商標であって、単数・複数、動詞・名詞、略語、冠詞の添加、比較級若しくは最高級、品詞などに関して語形が変化しただけで、その意味は基本的に同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-12】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
112	一審	(2017) 京 73 行初 4043 号	BeeDee	

(m) アルファベット商標その五

商標が他人が持っている一定の知名度又は強い顕著性のある先行文字商標を完全に含むものであって、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-13】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
113	一審	(2017) 京 73 行初 5766 号	TIGER TEC SILVER	
114	一審	(2015) 京知行初字第 2800 号	HOME DECORATORS COLLECTION	

(n) アルファベット商標その六

商標が同じ外国語、アルファベット、又は数字からなり、字体又はデザインだけが異なり、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-14】 アルファベット商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
91	二審	(2017) 京 73 行初 8599 号		V8

(o) 図形商標

商標の図形の構図と全体の外観が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-15】図形商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
119	一審	(2017) 京 73 行初 3778 号		
120	一審	(2017) 京 73 行初 4711 号		
121	一審	(2017) 京 73 行初 4086 号		

(p) 結合商標

商標における漢字の部分が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-16】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
137	一審	(2015) 京知行初字第 2799 号		
138	一審	(2017) 京 73 行初 4959 号		
139	一審	(2017) 京 73 行初 4635 号		

(q) 結合商標その二

商標における外国語、アルファベット、数字の部分が同一又は類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

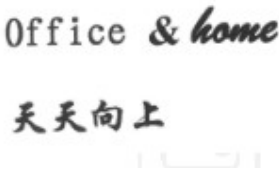
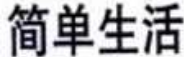
【表Ⅲ-9-17】 結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
172	一審	(2017) 京 73 行初 4042 号		
173	一審	(2016) 京 73 行初 3338 号		
174	一審	(2017) 京 73 行初 1491 号		

(r) 結合商標その三

商標における中国語とその他の異なる言葉の文字の主要な意味が同一又はほぼ同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-18】 結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
193	一審	(2017) 京 73 行初 5428 号		
194	二審	(2017) 京 73 行初 5641 号		

(s) 結合商標その四

商標における図形の部分が類似し、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがあるものは、類似商標と判定される。

【表Ⅲ-9-19】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
195	一審	(2016) 京 73 行初 1613 号		

(t) 結合商標の例外

商標全体の称呼、意味又は外観が明らかに異なり、関連公衆に商品又は役務の出所を混同させるおそれがないものは、類似商標と判定されない。

【表Ⅲ-9-20】結合商標の典型事例

番号	審級	事件番号	係争商標	対比商標
196	一審	(2017) 京 73 行初 3689 号		
197	一審	(2015) 京知行初字第 1356 号		
198	一審	(2017) 京 73 行初 4208 号		

以上